

平成24年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）

平成24年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100,963千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ434,518,794千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成24年9月12日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		64,931,486	30,000	64,961,486
	2 国庫補助金	14,541,206	30,000	14,571,206
17 県支出金		15,676,313	13,200	15,689,513
	1 県負担金	8,488,868	13,200	8,502,068
18 財産収入		1,356,537	171,000	1,527,537
	2 財産売払収入	832,524	171,000	1,003,524
21 繰越金		1,953,306	851,063	2,804,369
	1 繰越金	1,953,306	851,063	2,804,369
22 諸収入		30,310,559	8,000	30,318,559
	6 雑入	3,291,374	8,000	3,299,374
23 市債		53,258,700	27,700	53,286,400
	1 市債	53,258,700	27,700	53,286,400
歳入合計		433,417,831	1,100,963	434,518,794

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		41,785,821	18,524	41,804,345
	1 総務管理費	22,428,037	7,480	22,435,517
	9 危機管理費	1,041,219	11,044	1,052,263
3 民生費		154,788,161	109,324	154,897,485
	2 障害者福祉費	23,231,113	108,765	23,339,878
	6 介護保険費	9,492,576	559	9,493,135
4 衛生費		38,706,539	493,699	39,200,238
	1 保健衛生費	15,808,307	493,699	16,302,006
7 商工費		15,854,497	91,000	15,945,497
	1 商工費	15,854,497	91,000	15,945,497
8 土木費		80,774,387	380,416	81,154,803
	2 道路橋りょう費	15,859,930	244,000	16,103,930
	4 都市計画費	25,888,049	136,416	26,024,465
10 教育費		36,117,151	8,000	36,125,151
	1 教育総務費	6,696,152	8,000	6,704,152
歳出合計		433,417,831	1,100,963	434,518,794

第2表

継 続 費 補 正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 障害者福祉費	障害福祉システム再構築事業	492,707	24	93,030
				25	399,677
8 土木費	2 道路橋りょう費	一般国道463号歩道整備事業	110,000	24	44,000
				25	66,000

第3表

債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
武蔵浦和コミュニティセンター・老人福祉センター武蔵浦和荘管理業務	平成25年度から 平成27年度まで	1,056,334
旧岩槻区役所庁舎等解体設計業務	平成24年度から 平成25年度まで	4,900

第4表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

変 更 起 債 の 的 目	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	720,000	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	5.0 % 以 内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	747,700	(補 正 前 に 同 じ 。)		